

# リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について

## ●リスク管理債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破綻先債権	平成25年度	354	151	202	100.00
	平成26年度	227	118	109	100.00
延滞債権	平成25年度	8,880	4,529	3,077	85.65
	平成26年度	8,891	4,174	3,132	82.18
3か月以上延滞債権	平成25年度	47	26	7	71.31
	平成26年度	36	30	5	97.86
貸出条件緩和債権	平成25年度	2,189	737	328	48.69
	平成26年度	2,036	594	305	44.18
合 計	平成25年度	11,471	5,445	3,615	78.98
	平成26年度	11,192	4,917	3,552	75.68

- (注)
- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
    - 更生手続開始の申立てがあった債務者
    - 再生手続開始の申立てがあった債務者
    - 破産手続開始の申立てがあった債務者
    - 特別清算開始の申立てがあった債務者
    - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
  - 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
    - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
    - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
  - 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
  - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
  - なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
  - 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
  - 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
  - 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## ●金融再生法開示債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)		貸倒引当金 (D)	保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)
			担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)			
金融再生法上の不良債権	平成25年度	11,710	9,243	5,528	3,714	78.93	60.08
	平成26年度	11,423	8,639	4,974	3,664	75.62	56.82
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年度	3,779	3,779	1,731	2,048	100.00	100.00
	平成26年度	2,972	2,972	1,265	1,707	100.00	100.00
危険債権	平成25年度	5,694	4,364	3,033	1,330	76.63	49.99
	平成26年度	6,377	4,730	3,084	1,646	74.18	49.99
要管理債権	平成25年度	2,236	1,099	764	335	49.17	22.78
	平成26年度	2,073	935	624	310	45.13	21.46
正常債権	平成25年度	171,723					
	平成26年度	174,464					
合 計	平成25年度	183,434					
	平成26年度	185,888					

- (注)
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
  - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
  - 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
  - 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
  - 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## ●金融再生法上の不良債権とその保全および自己資本の状況

